

児童扶養手当のしおり

ひとり親家庭のために

(父又は母が重度障害の家庭も対象となります)



児童扶養手当は

ひとり親家庭の児童や父又は母が重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童の父母や父母に代わって児童を養育している人に支給されます。(外国人の方も支給の対象となります。)

1 対象となる児童及び請求者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害がある場合は、20歳未満の児童）を監護している父（母）又は父（母）に代わって児童を養育（児童と同居し、生計を維持していること）している人が請求者となります。（養育者が複数いるときは、その家庭の生計の中心となっている人が請求者となります。）

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父（母）が死亡した児童
- ③ 父（母）が政令で定める重度の障害（別表）の状態にある児童
※父（母）が障害年金を受け、当該児童について子の加算を受けている場合、当該加算額と児童扶養手当の差額分の児童扶養手当を受給していただくこととなります。
- ④ 父（母）の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父（母）から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父（母）が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童



ただし、上記の場合でも、次のいずれかにあてはまるときは手当は受給できません。

- ① 父（母）、養育者又は児童が日本に住んでいないとき
- ② 児童が里親に委託されているとき
- ③ 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、ショートステイを除く。）に入所しているとき
- ④ 母子家庭で手当の支給要件に該当するようになった日から起算して、平成15年4月1日時点において5年を経過しているとき（平成10年4月1日以前に支給要件に該当した方は請求できません。）

公的年金^{※1}を受給されている方は年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。ただし、障害基礎年金等^{※2}を受給されている方は障害基礎年金等の子の加算部分の額が、児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの町村への申請が必要です。
また、受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、お住まいの町村へご相談ください。

※1 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

※2 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

2 請 求 先

請求先は**お住まいの各町村役場**です。（市域にお住まいの方は各市役所）

3 認定・支給の方法

提出された請求の書類を審査し、京都府知事が認定します。（市域にお住まいの方は各市長が認定）

認定されると証書（支給額、有効期限を記載）を交付するとともに、**請求された月の翌月分から手当が支給**されます。

支払は、**奇数月に各2か月分**（例えば5月は3、4月分）が請求者の指定された金融機関の口座に振り込まれます。（通常各月11日。なお、11日が土、日、祝日にあたるときはその直前の金融機関の営業日となります。）

4

所得制限限度額について

この手当は、請求者及び生計を共にする扶養義務者の前年の所得額により支給額が決まります。

所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費－80,000円－下記の諸控除

※①＋②

(給与所得控除額等) (社会保険料相当・一律)

※年間収入金額…①前年の収入、②「養育費」の8割

②の養育費は、父又は母が請求者の場合であって児童の母又は父から前年に受け取った金品等のことを指します。

●所得制限限度表 (令和7年4月1日現在)

扶養親族等の数	請求者(本人)		配偶者及び扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,830,000円未満	3,220,000円未満	3,500,000円未満
4人	2,210,000円未満	3,600,000円未満	3,880,000円未満
5人	2,590,000円未満	3,980,000円未満	4,260,000円未満

※請求者本人に、70歳以上の老人扶養親族がある場合は、限度額に100,000円、19歳から22歳までの特定扶養親族(16歳から19歳未満の扶養親族も含む。)がある場合は、限度額に150,000円が加算されます。

(例)父(母)と小学生の児童1人の家庭(扶養人数1人)で養育費及び下記の諸控除なしの場合

全部支給	年間収入金額190万円未満(所得税額107万円未満)
一部支給	年間収入金額190万円以上385万円未満(所得税額107万円以上246万円未満)

●諸控除一覧表

障害者控除	270,000円	配偶者特別控除	当該控除額 (最高330,000円)
特別障害者控除	400,000円	雑損控除	当該控除額
寡婦控除	270,000円	医療費控除	当該控除額
ひとり親控除	350,000円	小規模企業共済等掛金控除等	当該控除額
勤労学生控除	270,000円	公共用地取得による土地代金等の特別控除	当該控除額



母又は父が受給者の場合、寡婦控除・ひとり親控除は、諸控除の対象に含まれません。
配偶者及び扶養義務者に老人扶養親族がある場合の限度額加算内容は請求者本人のそれとは異なります。

5 手当額(月額)〈令和7年4月1日現在〉

	支給対象児童1人	支給対象児童2人
全部支給の場合	46,690円	57,720円
一部支給の場合	46,680～11,010円	57,700～16,530円
全部停止の場合	0円	0円

第2子以降の加算額は、全部支給で**11,030円**が、一部支給では所得に応じて**11,020円～5,520円の範囲額**が、それぞれ**1人増えるごとに加算**されます。(それぞれ収入に応じて逡減)

父(母)、養育者又は児童が公的年金、遺族補償を受けることができるとき、児童が父(母)に支給される公的年金の加算対象になっているときは、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当が支給されます。詳しくは町村の担当窓口へお問い合わせください。

ただし、障害基礎年金等を受給されている方は、障害基礎年金等の子の加算の額の部分が、児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

6 受給後の手続きについて

次のような場合は、お住まいの町村に届け出てください。

有効期間を超えて、手当を引続き受けるとき

…………… **現 況 届**

お住まいの町村から案内文書を送付しますので、毎年8月1日から8月31日までに現況届を添付書類や証書とともに、町村に出してください。

添付書類は、手当を受給している理由によって異なりますので、詳しくは町村でお尋ねください。

この届によって手当を引続き受けられる資格があるかどうか審査し、この手当を引続き受けられる場合には、新たに証書が交付されます。

この届は手当を引続き受けるために絶対に必要なものですから、必ず出してください。届け出がないと、手当を受けることができません。また、遅れて出されると、手当の受け取りが遅れます。

ご注意!

現況届を2年間続けて出さないままにしておくと、手当を受ける資格がなくなります。また、所得制限により手当の支給が制限・停止になっている人が現況届を2年度分続けて出さない場合も同じように手当を受ける資格がなくなります。

氏名・支払金融機関を変えたとき

…………… **氏名変更・支払金融機関変更届**

あなたや児童の氏名が変わったとき、又は支払金融機関を変えたときには町村に届け出てください。(マイナンバーの再発行等により、個人番号に変更があった場合も、届け出が必要です。)



特に、支払金融機関を変えたとき（支店等の統廃合による口座番号の変更を含む。）や氏名変更により口座名義を変えたときに届け出をしないと、手当を受けることができませんので、注意してください。

あなたが扶養義務者と同居するようになったとき、
扶養義務者と別居するようになったとき、
又は届け出済みの所得について修正申告をしたとき … **所得状況の変更届**



所得の高い扶養義務者と同居するようになった月又は別居するようになった月の翌月から、手当の支給が停止になる場合や、支給停止が解除となる場合があります。住所変更届の際、手続きを忘れないようにしてください。

手当を受ける資格がなくなったとき …………… **資格喪失届**
監護（養育）する児童が減ったとき …………… **減額改定届**

手当を受ける資格がなくなる場合の主な例は次のとおりです。このような場合には、資格喪失届又は減額改定届を町村に出してください。（児童が18歳年度末に到達したときも資格喪失又は減額となりますが、この場合は届け出の必要はありません。）

- ① あなたが婚姻したとき（婚姻届を出していないが、事実上生活を共にしている場合を含みます。）
- ② あなたが児童を監護（養育）しなくなったとき
- ③ 児童が父親又は母親と同居するようになったとき
- ④ 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、ショートステイを除く。）に入所したとき
- ⑤ 受給している人又は児童が日本に住まなくなったとき
- ⑥ 受給している人又は児童が死亡したとき
- ⑦ 遺棄の状態でなくなったとき（支給事由が「遺棄」の場合のみ）
- ⑧ 父又は母の拘禁が終了したとき（支給事由が「拘禁」の場合のみ）
- ⑨ 児童が婚姻したとき（成人とみなされます。）
- ⑩ その他手当を受ける資格がなくなったとき
- ⑪ 受給資格を辞退したいとき



届け出をしないまま手当を受けていますと、受ける資格がなくなった月又は減額改定の月の翌月から過払いとなり、その期間の受け取った手当全額を後日返していただくことになります。

住所が変わるとき

..... 住所変更届

(1) 京都府内で住所が変わるとき

① 町村から市に変わられたとき

元の住所地に届け出るとともに、新しい住所地にも必ず届け出てください。
これまでの手当を受ける資格がそのままであれば引き続き新しい住所地の市から手当を受けられます。

② 町村から他の町村へ変わられたとき（同じ町村内で転居しても届け出てください。）

住所を変えたあと、新しい住所地に届け出てください。

③ 受給者番号に「京児」という記号がつく方（昭和60年8月法改正以前からの受給者）

住所を変えたあと、新しい住所地の市区町村に届け出てください。

(2) 他の都道府県に住所が変わるとき

元の住所地に届け出るとともに、新しい住所地にも必ず届け出てください。これまでの手当を受ける資格がそのままであれば引き続き新しい住所地の都道府県(市)から手当を受けられます。



ご注意! 届け出をしないまま手当を受けていますと、受けていた手当を後日返していただく場合があります。

養育する児童の人数が増えるとき

..... 額改定請求書

引き取り等により監護（養育）する児童が増えたときは、町村に増額の請求書を提出してください。



ご注意! 増額の請求をされた翌月から手当額が増額になります。

有期認定期間の期限が切れるとき

..... 障害状況届等

(1) あなた又は児童が外国籍で在留期限がある場合

(2) 父又は母・児童（18歳以上）が障害を理由に手当を受けている場合所定の手続きをしてください。

父又は母・児童（18歳以上）が障害を理由に手当を受けている場合は、診断書等を出して引き続き手当を受けられるか、判定・審査が必要となります。



ご注意! 提出期限（有期認定期間の終期）までに届を出さないと、再認定されても請求の翌月からの手当の受け取りとなり、手当の一部が受け取れない場合があります。

証書をなくしたとき

..... **証書亡失届**

証書をなくしたり、破ったり、汚したときにはこの届を町村に出してください。後日、新しい証書をお渡しします。(お渡しするまでに約1ヶ月かかります。)

そ の 他



(1) 児童が18歳の年度末を過ぎるときに下記の障害の状態にある場合は、引き続き20歳未満まで手当を受けることができます。詳しくは、町村にお尋ねください。

- ① この手当を受けている途中で、児童が中度以上の障害の状態になった場合
- ② すでに特別児童扶養手当を受けている場合

(2) 災害により住宅等に損害を受けたときは所得の支給制限の特例を受けられる場合がありますので、お住まいの町村までお問い合わせください。



被災の場合、被災から14日以内に届け出の必要があります。

7

受給開始後の手当額の減額について(受給者が父又は母の場合)

手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当することになった日の属する月の初日から起算して7年を経過したときには手当額が減額されます。

ただし、次のような要件に当てはまる場合には手当は減額されません。

- ・働いている(アルバイト可) ・就職活動中 ・身体又は精神に障害がある
- ・病気や怪我で働けない ・子供や家族の介護で働けない

手当を減額されないためには「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を提出しなければいけません。詳しくはお住まいの町村の窓口にお問い合わせください。

8

児童扶養手当以外のひとり親福祉施策について

京都府では、ひとり親家庭への支給制度や各種支援事業等をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を作成し、町村窓口等で配布しています。

お住まいの町村や最寄りの京都府保健所までお問い合わせください。

別表

父母の障害について

父母の障害とは以下に該当する場合をいいます。

- 1 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考)：視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、
屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

◆お問い合わせ先 まずは町村の児童扶養手当担当の窓口へ

町 村 名	担 当 課	TEL	京 都 府 保 健 所 連 絡 先
大 山 崎 町	福 祉 課	075-956-2101	乙訓保健所(向日市)
久 御 山 町	子育て支援課	075-631-9904	山城北保健所(宇治市)
井 手 町	住民福祉課	0774-82-6164	山城北保健所綴喜分室
宇治田原町	子育て支援課	0774-88-6636	(京田辺市)
笠 置 町	保健福祉課	0743-95-2303	山城南保健所(木津川市)
和 束 町	福 祉 課	0774-78-3006	
精 華 町	子育て支援課	0774-95-1917	
南 山 城 村	税住民福祉課	0743-93-0103	南丹保健所(南丹市)
京 丹 波 町	子育て支援課	0771-82-1394	
与 謝 野 町	子育て応援課	0772-43-9024	丹後保健所(京丹後市)
伊 根 町	保健福祉課	0772-32-0504	

京都府健康福祉部家庭・青少年支援課ひとり親・ヤングケアラー支援係 TEL(075)414-4585

- 証書は児童扶養手当を受ける資格があることを証する書類ですから必ず受領し大切に保管してください。証書を他人に譲り渡したり、質に入れることはできません。
- 偽り、その他不正の手段により手当を受けた者は、児童扶養手当法第35条の規定により、罰せられることがあります。